

2016年 9月 7日

山形県知事  
吉村美栄子様

日本労働組合総連合会  
山形県連合会（連合山形）  
会長 岡田新一

## 要請書

私どもは、県政に関わる幾つかの課題を討議し、連合山形がめざす「働くことを軸とする安心社会」を実現するため、5つの分野について要請を取りまとめました。

つきましては、働く者の立場からの意見・提言としてとしてお受けいただき、2017年度予算編成および県政運営において反映いただきますよう、以下のとおり要請申し上げます。

以上

## 2017年度山形県予算編成に向けた要請事項

### I. 雇用・労働政策

#### 1. 若者の県外流出について

2015年10月に公表された「山形県人口ビジョン」では、2010年から2040年の30年間で人口が30%減少し、83.6万人になると推計されている。

超高齢化社会を迎えている中で、出生率は下げ止まりとなったものの、特に「社会減」の大きな要因である若者が県内から首都圏や隣接している県へ人口流出している状況にあり、いかにくい止め、受け入れるかが重要な課題であると認識する。

この問題への対応にあたっては、県・市町村の一枚岩体制と、多方面から知恵を出し合うことが不可欠であり、山形県がその先頭に立って総力を挙げて取り組むこと。

#### 2. 長時間労働の削減とWLBの実現に向けて

県内企業の長時間労働は常態化しており、ワーク・ライフ・バランスの実現にはほど遠い状況となっている。月間総労働時間は全国でも上位にあり、労働安全衛生・健康確保のための過重労働防止の観点はもとより、少子高齢化・人口減少が進む山形県の社会構造を踏まえれば、働き方の見直しによって労働意欲や満足度を向上することの重要性を、各企業・事業所が強く認識する必要がある。このことから、「山形県正社員転換・働き方改革推進会議」で共通認識した取り組みを、積極的に推進・PRするなど、山形県と山形労働局が連携をさらに強化し、各事業所に対して、具体的に長時間労働の解消に繋がるように取り組むこと。

#### 3. 女性が就労しやすい職場づくりの促進について

連合山形が今年5月に実施した「女性のための全国一斉労働相談」では、「パワハラ・マタハラ・セクハラ」による劣悪な職場環境や、人間関係で悩んでいる女性から多くの相談が寄せられた。また、山形労働局の調査によると「マタハラ」に関する労働相談が一昨年度と比較し倍増しており、山形県労働条件調査においてもマタハラ対策について何も実施していない企業が53.8%にのぼるなど、企業への周知が徹底されてない現状となっている。

山形県では「女性の雇用環境改善支援事業」において、中小企業事業所に「雇用環境アドバイザー」を派遣し、女性を支援する法制度の周知や助言を行っているが、更に踏み込んだ取り組みが求められる。

「雇用環境アドバイザー」が各種ハラスメントの実態調査し、労務管理者だけでなく従業員も含めた啓発活動を積極的に行うことにより、各種ハラスメン

トを起因とした離職に繋がらないよう、取り組みを強化すること。

#### 4. 非正規雇用対策について

非正規雇用の増大は、格差の拡大・不安定化を招くばかりではなく、企業にとっても長期的利益をもたらさない。このことから正規雇用への転換について、「山形県正社員転換・働き方改革等推進会議」で共通認識した取り組みを、山形労働局と連携を強化しながら積極的に推し進め、正社員化の必要性について周知・指導を徹底すること。

#### 5. 若者早期離職の抑制について

新規学卒者（大学、大学院卒）の就労3年以内の離職率（現在31.5%）の水準改善に向け、就労3年以内の若者を対象とした研修会などを開催していくことにより、早期離職者の抑制をはかること。さらには、終了後も定期的に交流会を開催するなど、同年代との情報交換や仲間意識の醸成をはかりながら、早期離職の抑制に歯止めをかける対策を早期に講じること。

#### 6. 障がい者雇用について

県内の障がい者の雇用状況は、民間企業実雇用率1.93%、公的機関実雇用率2.3%、共に法定雇用率2%と同等の実雇用率にある。また、民間企業の実雇用率は4年連続で過去最高を更新している。一方で、法定雇用率達成企業の割合が53.4%と、まだ約半数が法定雇用率を下回っている状況にあり、民間企業に対して更なる障がい者雇用への理解と、認識の醸成をはかることが必要である。

障がい者が、能力開発により貴重な労働力として活躍できることを民間企業に積極的にPRし、障がい者を受け入れるための社内教育や研修に対しては支援を強化すること。

加えて、企業の求人ニーズに対応する在宅雇用を考慮し、在宅就労希望者の把握、在宅ワーカーの就労支援など、企業や山形労働局と連携を強化し積極的に促進すること。

#### 7. 高齢者雇用と労働力不足対策について

県内の労働力不足が深刻さを増している中、高齢者雇用に対する各事業所への支援強化が求められているが、特に中小・零細企業の高齢者継続雇用は拡大傾向にあり、企業は高齢者を雇用するにあたり、安全対策や体力の低下などによるリスクの拡大に対応しなければならない。

このことから、各事業所が行うバリアフリー化などの設備投資や高齢者雇用に伴う安全教育及び研修に対する支援、さらに助成金の導入など行いながら、貴重な労働力の確保と高齢者継続雇用の必要性を各事業所に周知・啓発するこ

と。

## II. 行政改革

### 1. 「やまがた創生総合戦略」の推進について

- (1) 「やまがた創生総合戦略」の推進に当たっては、広域課題についての調整、先導的役割、専門的な指導・支援の役割を積極的に行い、地域の過疎化や地域産業の衰退に歯止めをかけるよう取り組むこと。とりわけ、2016年4月から新体制に移行した総合支庁については、従来の「総合出先機関」に加え、市町村との連携や調整など地域支援機能強化を担う観点から、単に国・政府からの事業・情報を市町村に伝達・指導を行うのではなく、県民・市町村の実情を掴んだうえで、市町村が必要とする支援及び事業を行うことにより、「やまがた創生総合戦略」に掲げる具体的施策をより推進する役割を果たすこと。
- (2) 「やまがた創生総合戦略」における「挑みの八策」を着実に推進することとともに、各市町村総合戦略の実施事業に人的・財政的支援をすること。特に、人口問題にかかわり、地域医療構想など現行・新規の各種計画との整合性をはかること。

### 2. 新行革プランにおける地方行政サービス改革の推進について

2015年8月28日付けで「公営企業・第三セクター等の経営健全化」が通知され、新行革プランについても触れているが、経営健全化、要するに単年度黒字化を推し進めることで、安易な賃金抑制や行政サービスの低下につながる危険性がある。経営健全化の実現に向けては、行政サービス維持・向上と労働者の生活へも十分配慮したうえで、適正な取り組みを行うこと。

### 3. ハローワークの地方移管について

全国知事会は、ハローワークの職業紹介や雇用保険事務を、都道府県に移す全面的な移管を求めているが、ハローワークを地方移管した場合、広域的な雇用移動を担保する全国的ネットワークでの職業紹介機能が損なわれる可能性が高く、就労支援の取り組みに地域間格差が生じかねない。雇用保障や労働者保護については、憲法27条の勤労権に基づき国が責任を負うべきである。このことから、ハローワークは国の指揮監督と責任により、全国ネットワークで一体的に運営するとともに、雇用と地域生活の密接な関わりにより、共同事業をさらに充実・推進すること。

### 4. 指定管理者制度の導入について

県の指定管理者に相当する「管理運営業務委託者」として、民間業者が営業していた厚生施設「あこや会館」の休館と、賃金未払いの発生については、指

定管理者制度を、単に経費削減を目的として利用したことによる行政サービスの低下と、県民である労働者へのしわよせであり、官制ワーキングプアの典型的な事例である。このことから、県民へ負担を負わせ、自治体行政の責任軽減・放棄につながる安易な制度利用を改善するとともに、受託者能力の確認と賃金支払い状況の確認など、運用についても改善すること。また、「官制ワーキングプア」と呼ばれる労働者を生み出さないために、公契約条例の制定についても積極的に検討していくこと。

## 5. 男女平等の視点に立った制度の取り組みについて

(1) 本年3月に新たな男女共同参画計画が策定されたが、取り組みを強化するため、専門の担当部署の整備や体制の強化を行うとともに、男女共同参画センター等への財政的支援を通じた機能の強化・充実や、地域の多様な主体との積極的な連携を推進すること。

また、政策立案・検討段階での男女共同参画を進めるため、各種審議会での男女比について、クオータ制を導入するなど数値目標を設定し、早期に達成するよう取り組むこと。

(2) 男女の人権を尊重するとした男女共同参画社会基本法の趣旨を踏まえ、新たな男女共同参画計画に基づき、女性に対するDV対策や、ひとり親をはじめ様々な困難な状況に置かれている人への支援を重点的に進めること。

## 6. 政治や選挙への啓発活動について

(1) 本年4月6日成立の改正公職選挙法の趣旨を踏まえ、投票率と利便性向上のため、各市町村や企業に対し期日前・選挙当日ともに、病院や駅構内、ショッピングセンターなど頻繁に人の往来がある施設や大学・高校等に共通投票所の設置拡大を推進すること。併せて期日前投票時間の弾力的な設定を行うよう要請すること。

(2) 本年7月に行われた参議院議員選挙では、初めて「18歳選挙権」が導入された。しかし、新たに有権者となった約240万人の18歳および19歳の投票率は極めて低い45.45%で、全体の投票率より9.25ポイント下回った。このことから、若者の政治や選挙への関心を高め、政治的教養を育むため、主権者教育を推進すること。具体的には、県職員による小中高での「選挙出前トーク」、学校における児童会・生徒会による主権者教育の推進や「模擬投票」など実施について、支援体制を構築すること。また、18歳以上の高校生の自主的政治集会参加を保障すること。

## 7. 公正・公平な公務労働の実現について

国からの自治体職員の人件費削減の要請に応じ、地方交付税を増減させることは、地方交付税の財源保障における諸原則の中の、中立性に反することにな

る。特に、トップランナー方式による交付税算定は、地域の自主性を無視して予算配分を制限するとともに、地方の重要な財源である交付税を削減することにつながる。このことから、国による地方財政計画の策定や地方交付税の算定に当たっては「国と地方の協議の場」を活用して、決定プロセスの透明化をはかること。

### Ⅲ. 産業・環境政策

#### 1. 中小企業の国際競争力強化について

地域産業を支える中小企業の国際競争力強化や自立的成長を促すため、新興国等の海外市場へのアクセスを可能とする情報・ノウハウ提供、人材確保・育成支援、資金調達支援などを含め、国からの補助金等（新輸出大国コンソーシアム）を有効活用しながら、支援体制を構築すること。

#### 2. 中小企業の経営力強化と連携強化について

- (1) 「ものづくり」産業領域での就業人口減少が顕著になっている中、良質な雇用を確保していく為には、最先端技術、高機能製品の研究・開発の強化や、現場の地道な努力を重ねながら高品質な製品を供給するなど、比較優位性を確保できる経営力を高めることが重要であり、そのリーダー（経営者）の資質（知識、見識、マインド）に大きく左右される。その経営力を高めていくには、現状を把握し、効果的にリーダー（経営者）を育成していくことが必要であり、東北経済産業局では「ステップ・ゼロ」プロジェクトを立ち上げ、経営の実践型の情報収集と分析を推進している。他県において活用され効果を上げていることから、県内においても県が率先して活用し、大学や地域の支援機関と連携しながら、企業・組織の経営力強化に取り組むこと。
- (2) 2010年6月に中小企業憲章が閣議決定され、政府が中核となり、国の総力をあげて、中小企業の持つ個性や可能性を存分に伸ばすことなどが定められている。県では中小企業の振興により、経済の発展と県民生活の安定向上に寄与することを目的とし、2012年12月に「山形県中小企業振興条例」が制定された。この中では、中小企業者の現場の声を聴き振興施策に反映させ、よりよいものに進化させるとある。ここ何年も中小企業は厳しい経営環境におかれ、人材不足など様々な課題が山積している中、この条例をしっかりと機能させることが重要であり、あらゆる中小企業団体と連携を強化し、中小企業の発展、さらには地域経済の発展と活性化につながるよう取り組むこと。
- (3) 中小企業、地域企業のものづくりの強みをさらに追求し活性化していくためには、個々の企業の壁を越えて、山形県のあらゆる企業と組織が連携し、オール山形として魅力的な産業群を形成していくことが重要であり、そのうえで必要なのは、ものづくりコミュニティの醸成とネットワーク化である。ものづくりコミュニティ醸成の先進例は、秋葉原に展開するDMM. makeであり、山形県としてもこれを参考にし、コミュニティの場を整備すること。また、あらゆる企業と組織が連携していくためには、ネットワークを構築していくことが重要であり、米沢BNOのような取り組みも県内全体とし

て推進すること。

### 3. 中小企業向けIT化の推進について

ITを有効活用している企業が業績を伸ばしている一方で、中小企業のIT活用は大企業に比較すると進んでいない。ITを扱う人材の不足、設備投資に充てるイニシャルコストの課題もあるが、それ以上に意識が低いことが大きな課題としてある。中小企業の業績向上による県全体の活性化をはかるため、IT活用の重要性、活用方法についてのセミナー開催や、補助制度など支援を充実すること。

### 4. 高速道路のスマートインター化の促進について

県内の高速道路の整備率は、全国と比較し低い状況にあり、インターチェンジについても、スマートインター<sup>※1</sup>は1箇所（寒河江SA）だけである。通常のインターチェンジ以外に、高速道路から県内の主要国道・県道に接続されれば、輸送や観光向け・通勤等の時間が大幅に短縮することが期待できることから、今後整備予定の区間について、コスト削減の面からも、スマートインター化の推進や、首都高のようなランプ<sup>※2</sup>の増設など検討すること。

※1：高速道路の本線やサービスエリア、パーキングエリア、バスストップから乗り降りができるように設置されるインターチェンジであり、通行可能な車両（料金の支払い方法）を、ETCを搭載した車両に限定しているインターチェンジ

※2：一般道と高速道、または高速道と高速道を接続するための通りのこと。この場合は、ICのような入り口での2方面分岐、出口で反対方向からの合流がないものをランプという。

### 5. 医療・介護分野の情報化推進について

日本は世界一の超高齢化社会であり、その中でも高齢化が進む山形県において、一人暮らし世帯や、一人では病院等に行けない高齢者が増加傾向にある中で、ICTを活用した在宅医療等が重要な役割を担うことになる。それを実現するには、タブレットや家庭用テレビなどによる遠隔診察等がますます必要となるが、医療・介護分野でのICT化が進んでいないことから、「山形県ICTを活用した医療連携等推進アクションプラン」の取り組みをさらに強化すること。

### 6. 災害時の緊急物資輸送対策について

熊本地震を受け実施された「プッシュ型」の支援物流について、現地の要請を待たず物資を送り、要の民間物資拠点がいち早く機能し、東日本大震災の教訓を踏まえた事前準備が奏功したといわれている。その一方で、課題は自治体の物資拠点であり、荷役機器の未整備、現地職員のノウハウ不足など



が浮き彫りとなり、国土交通省は「対応を検討する必要がある」としている。

このことから、山形県や関係行政機関として、すでに災害時の避難所運営の在り方や、救援物資の集配送拠点整備など対応もしているが、熊本地震の教訓や地域性を踏まえた対策の見直しを検討すること。さらには、国や自治体、物流業者などと共同で「災害時物流確保対策検討会（仮称）」を設け、被災者の手元に速やかに物資が行き渡るようなシステムを構築すること。

## 7. 港湾の津波対策とインフラ整備について

- (1) 東日本大震災から5年余が経過し、大規模な地震災害、津波災害に対する取り組みの風化が懸念されている。津波災害に関しては3月に山形県津波浸水想定・被害想定調査の概要が発表され、当初の想定をはるかに上回る想定値となった。しかしながら、酒田港における災害に備えた対策が未だ不十分と言わざるを得ない。

このことから、大規模災害に対する備え、防災意識の向上に向け取り組むとともに、酒田港における港頭地区内の避難施設の設備、津波を防ぐ外郭施設の建設、地震津波情報や避難指示の伝達方法の策定と誘導方法、避難訓練の実施など防災意識向上に向けて、災害時を想定した種々の対策を講じること。

- (2) 現在、全国のコンテナターミナル（周辺を含む）の4割には重量計が設置されておらず、適切なコンテナの積み付けが行われていないことから事故が多発している。この状況を受け、現在検討が進められているIMO/ILO/UNECEの改正「貨物ユニット（CTUs）の収納のためのガイドライン」への適応や、改正SOLAS条約に即時対応できるよう取り組むこと。また、重量証明が取れないために輸出できないという事態とならないよう、ターミナル施設に偏荷重付き重量計を設置すること。

## 8. 森林経営計画制度の定着について

森林経営計画制度は、施業集約化の推進、計画・効率的な林業経営、原木の安定供給、林業事業体の育成等地域林業の持続的かつ健全な発展のための重要な制度であるが、進んでいない状況にある。森林経営計画制度の定着に向けては、多面的な対策が必要であり、地方自治体主導の取り組み強化、積極的な公有林化による林地の集約化が必要となる。このことから、経営意欲の低下した所有地の森林、不在村者<sup>\*1</sup>所有森林など、集約が困難な森林は地方公共団体による公有林化を促進すること。

※1 不在村者：別の市町村に居住する個人又は主たる事務所のある法人。

## 9. 「やまがた森林ノミクス」の推進について

山形県では、今年度から新たに「県民CO2削減価値創出事業」に取り組み、

CO<sub>2</sub>削減量を企業に買い取ってもらう国の「J-クレジット制度」を活用し、得た利益を環境保全活動に使うこととしている。同じような取り組みで、2007年より「やまがた緑環境税」を県民より徴収し、間伐作業など里山保全などに使われているものの、県民の認知度がとても低い状況にある。「県民CO<sub>2</sub>削減価値創出事業」と「やまがた緑環境税」の2つを効果的にPRすることが、県民への理解浸透へつながり、「やまがた森林ノミクス」の推進となることから、更なる認知度アップに取り組むこと。

## IV. 社会保障政策

### 1. 地域包括ケアシステム構築に関わる認知症施策の展開について

「医療、介護総合確保推進法」により、重度の要介護状態になっても、住み慣れた地域で自分らしく生活ができるよう、医療、介護の連携、認知症政策、生活支援サービスなどが包括的に提供されるよう、県や市町村は求められている。

とりわけ、医療と介護の連携に留まらず、幅広いネットワークで支援が求められる認知症患者と、その家族に対するサポート体制の整備を急ぐ必要があることから、次の内容を充実させること。

- (1) 本年1月に「山形県認知症施策推進行動計画」が策定されたが、掲げた目標である「認知症になっても安心して生活できる地域づくり」は緒についたばかりであることから、現場で制度を動かす資源（人・もの・予算）を早急に構築すること。
- (2) 認知症患者の「地域で自分らしく」という、本人の希望に添えない現実がまだまだ多い。悲惨な事件・事故が示すように、「在宅」という自己責任論でその家族を、身体的にも精神的にも追い込むことがないよう、市町村が担う認知症地域支援推進員の早期配置や、認知症カフェなどの相談交流窓口の拡充など、本人や家族に寄り添う伴走型のシステムを早急に構築すること。

### 2. 医療に関する施策の充実について

- (1) 本年度策定される「地域医療構想」では、回復期病床が1,300床不足すると見込まれており、急性期から回復期への転換が迫られているが、慢性期からの退院調整が先行している状況が見受けられる。このことから、退院後必要となる在宅医療、介護サービスが切れ目なく提供される体制を強化すること。
- (2) 安心・安全な医療の提供に必要な医療労働者の人員体制を確保するために、病床削減で出た人員は夜勤回数の軽減、子育て支援制度の拡充、訪問診療・看護等へ配置転換をはかるなど、処遇の改善や労働環境の改善に充てられるよう「地域医療構想」に盛り込むこと。
- (3) 「地域医療構想」の実現に向け、地域医療構想調整会議の協議等において、施策の進捗を把握し保険者の意見を聞くのみに留まらず、被用者保険加入者をはじめとする住民参加の機会を確保し、意見を反映すること。
- (4) 「地域医療構想」策定後すぐに「公立病院改革プラン」が策定されるが、病床機能分担による病床数の削減は、地域住民の意向に十分配慮するとともに、公立病院を地域医療の拠点として引き続き位置づけること。

### 3. 介護に関する施策の充実について

要支援者に対する予防給付が、市町村による介護予防・日常生活支援総合事業に移行するにあたり、利用者に必要な支援が適切に提供されるよう、次の内容を充実させること。

- (1) 介護認定の結果、要支援認定者は保険給付から外れ、市町村の地域支援事業に移行するが、これまで一定の効果が証明されている介護予防サービスなど、従来の専門的な支援レベルが低下しないよう配慮すること。
- (2) 新しい総合事業のサービス提供においては、多様な担い手に関わることがうたわれているが、雇用労働者とボランティアの役割分担を明確にし、介護職の賃金の引き下げや、処遇の低下が生じないよう配慮すること。
- (3) 地域包括ケアシステムを構築する意義は大きいですが、少子高齢化や人口減少などにより、地域の互助組織が揺らいでいる中、介護をきっかけにした協議体（互助組織）が再構築されることを期待するが、制度動かすにはコーディネーターの養成と蓄積、推進体制の構築が絶対条件であることから、保険者である市町村に対し、正職員による福祉専門職を配置するよう指導すること。

#### 4. 子育てに関する施策の充実について

2015年4月より施行されている「子ども・子育て支援新制度」について、子どもや子育て家庭が置かれている環境や地域実情を踏まえ、常に進捗状況を評価し、制度内容の改善や事業内容の見直しをはかり、制度をよりよいものとするため次の内容を充実させること。

- (1) 県ではワーク・ライフ・バランスを推進するため、待機児童の解消に向け、市町村保育所の整備や多様な保育サービスの充実など「量的支援」を行ってきたが、本来保育がめざす「養護と教育」の一体的な提供という役割を果たすには「質」が問われている。このことから、保育士の処遇の改善はもとより、保育士の非正規化が常態化している現実を改善し、保育環境の質の向上に向け支援すること。
- (2) 昨年度「民間団体を活用した妊産婦等訪問支援・産後ケア実証モデル事業」を実施し、子育て家庭の不安に寄り添った支援を行い、子育て環境の整備に努力しているが、市町村・NPOとの連携をさらに強化し、顕在化している子育て家庭の孤立、貧困の拡大、児童虐待の解消など切れ目なく支援すること。
- (3) 県内では一人親家庭が11,000世帯を超え、18歳未満の子どもの8.9%が一人親家庭となっており、その内54.6%が貧困状態といわれている。今年3月には「山形県子どもの貧困対策推進計画」が策定され、その支援母体である「ひとり親家庭応援センター」が開設された。

しかし、「日々の厳しい生活環境の中で公的支援制度を知らない」「窓口までたどり着けない」という方々が非常に多いことから、生活困窮者を早期の支援に結び付けるための体制づくりを早急に確立すること。

- (4) 仕事と家庭の両立の観点から「病児・病後児対応型並びに体調不良児対応型保育制度」が確立されてきているが、制度を必要とされる家庭に認知されていない状況である。このことから、保護者への情報の提供の強化と、さらなる対応施設の拡充、併せて自治体窓口の一本化など、迅速で利便性の向上につながるシステムを構築すること。
- (5) 医療的ケアを必要としている子どもと、保護者のための子育てサポートを充実させること。

## 5. 生活困窮者自立支援制度の充実について

生活困窮者自立支援制度が第2のセーフティーネットとして機能し、制度の目的が達成されるよう、次の内容を充実させること。

- (1) 複合的な困難を抱えている生活困窮者の自立を支えるため、必須事業となっている自立相談事業、住居確保給付金などの支援が必要としているところに届き、実効あるものとなっているかなど、事業の質について検証し、実施自治体に対して支援、指導を強化すること。
- (2) 支援員、相談員の育成やスキルの維持向上をはかるため、研修を継続して開催するとともに、そのために必要な予算を確保すること。
- (3) 任意事業の就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計相談支援事業、学習支援事業について、積極的に実施するよう当該の自治体に対し働きかけること。また、補助率については4分の3とするよう国に対して働きかけること。
- (4) 制度が施行し2年目を迎えるが、まだまだ社会的認知がされていない状況であることから、県民への周知に努めること。

## 6. 障害者差別解消法の施行に伴う施策の充実について

- (1) 今年4月から、障害者差別解消法と県の関係条例が施行され、障がい者差別の解消に向けた制度が動き出し、そのひとつとして、県は全国に先駆け「心のバリアフリー推進員」の養成に取り組んでいる。この取り組みを全国に発信することで、推進員のモチベーションへの相乗効果も期待できることから、障がい者差別のない社会運動として好循環が実現するよう取り組むこと。
- (2) 条例の実効性を高め、ノーマライゼーションを推進するため、労働、医療、福祉、教育等の現場や市町村への周知・徹底するとともに、相談窓口についても、広く県民に周知すること。

## V. 教育政策

### 1. 教職員の実務実態調査結果による具体的施策の実施について

文部科学省が2016年度から定期的（5年に1度）小中学校の教職員の勤務実態調査を実施し、勤務時間の長短、各学校への増員配置や外部人材活用などの施策の影響について、検証することとしている。

山形県として、これらの検証結果に基づいて、教職員の負担軽減のための具体的な施策や、ハンドブックを関係機関と連携し策定すること。また、教職員のストレスチェック制度が義務化されていない市町村の実態把握と、未実施市町村に対し財政措置も含め県として指導すること。

### 2. 少人数学級の推進について

現在実施されていない、小学校2年以上の35人学級を早期に実現するため、関係機関と連携し、国に働きかけること。また、現在実施している「さんさんプラン」については、学年が1クラスでも実施するよう検討すること。

### 3. 地域コミュニティの中心となる学校の役割と連携について

少子化に伴い学校の統廃合が進んでいるが、学校と地域コミュニティの協働は、地域教育を充実させるためにますます重要となっており、学校は地域の心の拠り所でもあることから、地域関係者に充分配慮しながら進めること。

また、第6次山形県教育振興計画では、地域の教育力を高めるために、「青少年の地域力発揮」を掲げ、リーダー活動やボランティア活動への積極的な参画を呼びかけているが、参画に対して正当な評価がなされるよう配慮すること。

### 4. 県公立高校入試「県外からも受け入れ」と県外人口流失への対応について

県教育委員会は、2018年度入試から一部の学校で県外の希望者の受け入れを進めているが、受け入れの目的、県の姿勢を明確にし、啓発を行いながら県民の理解を得られるよう進めていくこと。

併せて、県外への人口流失を防ぐための県内大学・短期大学進学者への経済的支援策や、県外進学者に対するUターン、Iターンを促す施策について、保護者（団体）も含め関係各機関と連携し取り組むこと。

### 5. 県の奨学金事業未返還者への対応と事務手続きの改善について

2014年度県が発表した奨学金事業の、独立行政法人「日本学生支援機構」移管の高校の奨学金事業未返還額に対し、県は対策マニュアルにより対応することとしているが、低所得層への配慮など具体的な対応や、未返還の回収状況について開示すること。

また、各種奨学金の利用者が増加する中、奨学金の事務手続きは学校の教員が担当し、事務手続きの煩雑さでミスも発生している。このため、担当となる教員は、精神的にも肉体的にも疲弊していることから、教員が授業に専念できるよう、奨学金事業事務手続きを行うための担当者を、各校に派遣してもらうよう関係団体に働きかけること。

## **6. 高等学校等就学支援金制度と授業料免除への対応 について**

高等学校等就学支援金制度について、修業年限超過部分、単位超過部分等を対象外とせず、所得制限基準未滿は全て就学支援金の支給対象とし、全国統一の制度とするよう国に働きかけること。

また、公立高校の授業料免除について、全世帯無償化を行うことが望ましいが、所得制限により免除できない世帯のうち、複数の高校生を持つ世帯については、一部（一人）無償化や、私立高校の授業料についても、世帯負担が軽減となるよう関係機関に働きかけること。

以 上